

# 国外転出時（贈与・相続）課税制度（出国税）～②～

今回は株式等を保有している「本人」が出国した時に、含み益が実現したものとみなして課税しますというお話でした。今回は、「有価証券」が出国したらその含み益についての課税はどうなるの？というお話です。「人」ではなく「モノ」が動いたら、というイメージですね。



## 1 どんな制度？

贈与の時に1億円以上の株式等（範囲は前回参照）を有している居住者が、国外に居住する者（非居住者）へ含み益のある株式等を贈与した場合には、その贈与の時に贈与者が株式等を譲渡等したものとみなして、その含み益に所得税が課税する制度です。通常、贈与があったときはあげた人には税金がかかりませんが、この制度のもとでは、あげた人にも株式等を譲渡したとみなして所得税が課税されてしまいます。

### 《設例 1》

3,000万円の有価証券（対象財産に該当）を所有するプネ（日本在住）は、カツオ（ジンバブエ在住）に対してその有価証券全部を贈与した。

★プネ 課税関係なし

☆カツオ 3,000万円に対して贈与税の課税

### 《設例 2》

3億円の有価証券（対象財産に該当）を所有する波兵衛（日本在住）は、ワガメ（フランス在住）に対してその有価証券全部を贈与した。

★波兵衛 3億円の有価証券を譲渡したとみなして所得税の課税

☆ワガメ 3億円に対して贈与税の課税

また、同様に1億円以上の株式等を有している居住者が死亡して、相続または遺贈により非居住者が含み益のある株式等を取得した場合にも、その含み益が実現したものとみなして、被相続人に対して所得税が課税されることとなります。前回の出国や上記贈与のケースと異なり、たいていの場合死亡は本人の意思ではありませんが、出国や贈与とバランスをとるために課税を受けることとなります。ただし、居住者である相続人がいる場合には、その相続人が相続することによりこの規定の適用を回避することができるでしょう。

## 2 手続きと留意点

### (1) 贈与の場合

贈与した年分の他の所得と合算して所得税の確定申告の期限までに申告し、納税します。譲渡対価は贈与時の価額となります。

### (2) 相続または遺贈の場合

相続開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に、被相続人の他の所得と合算して確定申告の期限までに相続人が申告し、納税します。譲渡対価は相続または遺贈時の価額です。

### (3) 納税猶予の適用を受ける場合

納税猶予の適用については、前回の出国時と同様となります。

カツオ『ボクがジンバブエに住んでいる設例は2回目なんだよ。前はどこに出てきたか探してみてね』